

熊本県知事蒲島郁夫様  
川辺川・球磨川流域各首長様

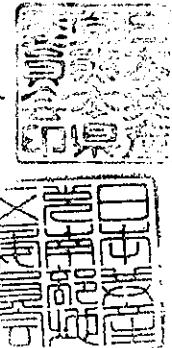
2009年4月28日

日本共産党熊本県委員会

委員長 久保山啓介

日本共産党南部地区委員会

委員長 橋田芳昭



## 川辺川ダムによらない治水対策の具体化・推進について

I、国の2010年度予算概算要求などにおいて、「川辺川ダムによらない治水対策」に必要な河川改修等の予算が組まれるよう国に求めていただきたい。

1、2004年9月(台風16号)、2005年9月(台風14号)、2006年7月(豪雨)洪水等による被災地における河川改修等の対策は雨季を前に緊急を要するものです。また浚渫、掘削、宅地・道路のかさ上げなどは、地元の仕事と雇用に直結し地域経済対策としても効果が高く緊要のものです。

洪水被災者、住民などから示されている具体的な治水対策の具体化・予算化を早急に国に求めること。国の2010年度予算編成作業、2009年度補正予算編成に対する「要望」にこれらを織り込むこと。

これらのこととを具体化するために、洪水被災者、住民からの聞き取りなどを実施すること。

2、ただちに改修等が必要な地点についての国、県、市町村による協議体制の確立を国に求めること。

II、「川辺川ダムによらない治水を検討する会議」の第2回会議(3月26日開催)における論議をふまえて 一 問題点および改善方向について

1、国土交通省は、第2回「ダムによらない治水を検討する会議」に、「昭和40年降雨によるシミュレーション」を示しました。このシミュレーションは、現実的でない想定をもとに甚大な被害が発生するとして、「やはりダムしかないと誘導するもので、住民討論集会などで批判されてきた過去の議論を蒸し返すもので、「ダム以外の治水対策を極限まで追求する」会議の目的にそぐわないものです。また内容的にも以下の点で問題があります。

①国土交通省は、1965年(S40)7月洪水の人吉地点流量 $5,700\text{ m}^3/\text{s}$ を元にシミ

ュレーションした氾濫区域などの計算結果を発表しましたが、シミュレーションは1965年(昭和40年)洪水ではなく、同規模の1982年(S57)洪水の人吉地点流量 $5,400\text{ m}^3/\text{s}$ で行うべきです。

\*1965年(S40)は人吉では本格的な河川整備が行われておらず川幅が狭かったこと。また、この時の人吉地点流量は観測されていないうえに、上流での氾濫流量が過大に上乗せされている可能性があります。片や、1982年(S57年)は河床掘削や河川整備が進み、ほぼ河川内で洪水が収まっており、流量は実際に観測されたものであること。また、上流での氾濫もほとんどなく恣意的な計算が入り込む余地が少なくなります。

②「計画高水位を超えると堤防が決壊する場合」のシミュレーションは不要です。検討は「計画高水位を超えてても堤防が決壊しない場合」だけとすること。ただし、この場合、堤防が脆弱である場合や高さが不足している部分などは明らかにして「ダムによらない治水対策」として早急に改善を図ることが必要です。

「計画高水位を超えてても堤防が決壊しない場合」は下流地区に浸水区域は存在せず、人吉地区と球磨川上流地区でもほとんど浸水しません。一部浸水する地区については、より詳細に検討して、どこから、どのように洪水が侵入するのかを明らかにすることが必要です。

\*国土交通省の「治水経済調査マニュアル」は、洪水が堤防を越えていないのに氾濫するという想定で最大被害を表すもので、ダムの必要性に導くための計算ともいえるものです。このシミュレーションについては、国の「政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会」(金本良嗣会長。「川辺川ダム事業に関する有識者会議」座長を務めた人)でも論議の対象となっている代物です。

○金本座長発言「河川の場合は、ある一定の水量が流れ、その水位が高くなると氾濫を起こすというようなシミュレーションを行って、雨量とかから換算するわけでございますけれども、その結果出た値が、過去の実績値と比べても高すぎるのではないかというのがこちらの疑問点でございます。先方(国交省)の見解としては、氾濫のシミュレーションをやっているんだけれども、ある一定水量を超えたたら氾濫するという前提でやっていきますと、ただ氾濫しない場合があるのは、おっしゃるとおりなんですけれども、それがどういう要因かというのはなかなか今の知見ではあらかじめ算出できないということございまして、なかなか難しいんですというのが回答になっております」(2008年2月15日開催、総務省ホームページより)

\*洪水が堤防一杯に流れても堤防は決壊せず、どれだけの量が流れたかを過去

の事実にもとづいて明らかにすることが重要です。そのうえで、堤防満杯に流れても安全な堤防にする手当、堤防未整備等により被害が生ずる部分の個別的対策を講ずることです。

八代地区では、1982年（S57年）洪水で、計画流量 $7000\text{m}^3/\text{s}$ を上回る $7264\text{m}^3/\text{s}$ が、計画高水位よりも低い水位で流れています。人吉地区では、1982年（S57年）洪水で、 $5400\text{m}^3/\text{s}$ が、堤防天端まで1㍍の余裕で流れています。

2、県が、第2回「ダム以外の治水を検討する会議」で提起した代替案は評価できるものです。その際、一2ーでもふれた、現況河道が「どれだけ流せるか」という点を正確にふまえることが大前提となります。そうでないと掘削、嵩上げ、遊水池等の具体策の効果が過大に求められることになり、障害が増大することになります。

3、中流地区では、河川改修による嵩上げ後も浸水する可能性がある箇所があります。こうした地点の対策のために、より詳細に全ての地区の状況を明らかにするとともに、浸水の可能性がある箇所については護岸嵩上げなどの対策の検討が必要です。また、今後実施予定の未対策地区は嵩上げ高さの見直しなどについて具体化する必要があります。

\*「昭和40年7月降雨によるシミュレーション概要」の16ページ、白石地区では道路上90cm、17ページ、堤地区では道路上1m浸水などとなっている。

4、川辺川地区では未改修地区が多いため浸水する箇所が多くあります。どのような改修方式が望ましいのかの検討・具体化を進めることです。

以上についてご検討いただき、川辺川・球磨川全体での治水対策とその優先順位を精査し、流域住民合意のうえで、「ダムによらない治水対策」を強力に推進されることを要望するものです。

八代河川国道事務所長

笠 井 雅 広 様

「ダムによらない治水を検討する場」の  
迅速な審議を求める要望書

球 磨 郡 町 村 会

## 「ダムによらない治水を検討する場」の迅速な審議を 求める要望書

球磨川の改修事業につきましては、かねてより特段のご理解とご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

ご承知の通り、球磨川流域は、急峻な山々に囲まれ、地形的にも水害常襲地帯であり、地球温暖化等に伴う将来の異常気象を憂慮するときに、これまでの経験では計り知れない雨量も十分予測され、まさに抜本的な治水対策が喫緊の課題となっております。

そのような中、昨年の9月には蒲島熊本県知事によるダム白紙撤回表明がなされ、現在では国、県、地元市町村による「ダムによらない治水を検討する場」の協議が開始されました。

当然ながら、私どもも、熊本県の最高責任者である知事の判断を重く受け止め、流域の安全に責任を負うものとして、今後十分にその審議の中で職責を果たしてまいりたいと考えております。

しかしながら、一方では、この検討の場が長期にわたることにより、翻弄され続けてきた五木村の振興や生活再建対策に支障が及ぶこと、また球磨川流域の住民の安全安心が脅かされること等、これらに影響が生じないよう努めることも重要であります。

つきましては、私どもも審議にあたっては、日程の確保など何よりも優先的に取り組む覚悟でありますので、長期にわたることなく、期間を定め、集中的に審議が進められるよう関係者のご支援、ご協力を賜りますよう要望申し上げます。

平成21年5月7日

球磨郡町村会長 成 尾 政 紀

熊本県知事

蒲 島 郁 夫 様

「ダムによらない治水を検討する場」の  
迅速な審議を求める要望書

球磨郡町村会

## 「ダムによらない治水を検討する場」の迅速な審議を 求める要望書

球磨川の改修事業につきましては、かねてより特段のご理解とご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

ご承知の通り、球磨川流域は、急峻な山々に囲まれ、地形的にも水害常襲地帯であり、地球温暖化等に伴う将来の異常気象を憂慮するときに、これまでの経験では計り知れない雨量も十分予測され、まさに抜本的な治水対策が喫緊の課題となっております。

そのような中、昨年9月には蒲島熊本県知事によるダム白紙撤回表明がなされ、現在では国、県、地元市町村による「ダムによらない治水を検討する場」の協議が開始されました。

当然ながら、私どもも、熊本県の最高責任者である知事の判断を重く受け止め、流域の安全に責任を負うものとして、今後十分にその審議の中で職責を果たしてまいりたいと考えております。

しかしながら、一方では、この検討の場が長期にわたることにより、翻弄され続けてきた五木村の振興や生活再建対策に支障が及ぶこと、また球磨川流域の住民の安全安心が脅かされること等、これらに影響が生じないよう努めることも重要であります。

つきましては、私どもも審議にあたっては、日程の確保など何よりも優先的に取り組む覚悟でありますので、長期にわたることなく、期間を定め、集中的に審議が進められるよう関係者のご支援、ご協力を賜りますよう要望申し上げます。

平成21年5月29日

球磨郡町村会長 成 尾 政 紀



熊本県知事 蒲島郁夫 様

ダムによらない治水を検討する場  
の迅速な審議を求める

要 望 書

平成21年5月

五木村

## ダムによらない治水を検討する場の迅速な審議を 求める要望書

五木村の行政ならびに振興については、日頃より格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、五木村は昭和41年7月に発表されました川辺川ダム建設計画に村民一丸となって反対しましたが、水害常襲地帯である球磨川流域に住む人々の生命財産を守るためにには、五木村の中心地が水没する川辺川ダム建設が必要であると、国・県・下流域受益市町村長からの強い要望を受け、平成8年10月には、川辺川ダム本体工事着工に同意するという苦渋の選択をし、ダム建設を前提にした村づくりに取り組んできました。

そのような中、蒲島熊本県知事はダム白紙撤回を表明され、ダムによらない治水を検討する場の協議が、これまで2回開催されましたが、この検討する場の設置目的そのものが五木村を強引にダム建設受け入れへと容認させた根拠の再検討であり、憤りさえ感じています。

この検討の場の結論が先送りされるようでは、ダム計画を前提にした村づくりに取り組んでいる五木村は、いつまでダム計画に翻弄されつづけ、生活再建対策が実行されるのか不安を抱いています。

つきましては、検討する場の開催を短期間に集中して審議され、早急に結論を出されますよう要望申し上げます。

平成21年5月11日

五木村長 和田拓

五木村議会議長 田山淳



九州地方整備局長

岡 本 博 様

ダムによらない治水を検討する場  
の迅速な審議を求める

要 望 書

平成21年6月

五木村

## ダムによらない治水を検討する場の迅速な審議を 求める要望書

五木村の行政ならびに振興については、日頃より格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、五木村は昭和41年7月に発表されました川辺川ダム建設計画に村民一丸となって反対しましたが、水害常襲地帯である球磨川流域に住む人々の生命財産を守るためにには、五木村の中心地が水没する川辺川ダム建設が必要であると、国・県・下流域受益市町村長からの強い要望を受け、平成8年10月には、川辺川ダム本体工事着工に同意するという苦渋の選択をし、ダム建設を前提にした村づくりに取り組んできました。

そのような中、蒲島熊本県知事はダム白紙撤回を表明され、ダムによらない治水を検討する場の協議が、これまで2回開催されましたが、この検討する場の設置目的そのものが五木村を強引にダム建設受け入れへと容認させた根拠の再検討であり、憤りさえ感じています。

この検討の場の結論が先送りされるようでは、ダム計画を前提にした村づくりに取り組んでいる五木村は、いつまでダム計画に翻弄されつづけ、生活再建対策が実行されるのか不安を抱いています。

つきましては、検討する場の開催を短期間に集中して審議され、早急に結論を出されますよう要望申し上げます。

平成21年6月2日

五木村長　和田拓也

五木村議会議長　田山淳士

平成 21 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲島郁夫 様  
国土交通省九州地方整備局長 岡本 博 様

## 「ダムによらない治水を検討する場」の協議について（意見書）

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	代表 中島 康
清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域都市民の会	会長 緒方俊一郎
球磨川大水害体験者の会	会長 堀尾芳人
川辺川利水訴訟原告団	団長 茂吉隆典
美しい球磨川を守る市民の会	代表 出水 晃
やつしろ川漁師組合	組合長 毛利正二
川辺川・球磨川を守る漁民有志の会	代表 吉村勝徳

### ■連絡先

熊本県知事が「川辺川ダムに反対し、ダムなしの治水案を極限まで追求する」旨の表明に基づき、金子国土交通大臣と合意の上で会議が決定された「ダムによらない治水を検討する場」の協議が過去 2 回開催されましたが、これら協議を開催する国、県に対し、流域住民からはダムによらない治水を真剣に検討しているのかという疑念の声が多くあがっています。

これまで私たち住民団体は、この協議の開催にむけて平成 20 年 12 月 9 日の意見書を送付し、具体的な会議の持ち方について提言いたしました。また添付資料「自然の営みを重視した総合治水対策」においては、流域の具体的な治水方法の提言を行いました。

平成 21 年 2 月 10 日には蒲島熊本県知事に会議のあり方について要望書を提出し、協議の場の改善に向けての提言を行いました。

しかし残念なことに流域住民の意向を汲んだ私たち住民団体の提言はほとんど考慮されることなく協議が進行しております。

このような状態では、国、県が球磨川流域のダムによらない治水を真剣に検討しているとは到底思えません。熊本県民の大多数はダムによらない治水を望んでいます。したがいまして、以下の事項について協議の場に反映させることを再度強く意見いたします。

## 1、設置目的

「結論を出すわけではなく、認識の共有が目的」としているが、整備局の方針は誤っています。ダムなしの治水対策を策定することが本来の目的です。

## 2、調査

現地での検証を含め、流域全体の水害の実態を決め細やかに調査し、それに基づく総合治水対策を策定することが基本です。

## 3、学識経験者

ダムなしの治水対策を策定するためには、ダムなしの治水対策を研究している専門家の参加は不可欠です。さらに市民団体が推薦する専門家の参加を保障することを求める。

## 4、資料

これまでの2回の協議に提出された国の説明資料については協議の意図「ダムによらない治水の協議」を反映したものとはいえないものがほとんどであり、特に第2回目の説明資料2については、全く科学的根拠のないものであり、協議の場で検討するにふさわしい資料ではありません。

今回第3回目に使用する、「80年に一回の確率の降雨」と「平成18年の川内川での実績降雨」についても、現実に流域で発生したものではありません。

過去の最大洪水の実績を検討条件とすることを求めます。

九州地方整備局の責務は、極限まで検討したダムなしの総合治水対策の資料を提示することです。

## 5、資料の配布時期

真剣で円滑な協議を行うために、出席者へは十分な時間的余裕をもって事前に資料を配布すること。

## 6、添付資料

住民団体の作成した資料、「川辺川ダム計画はなぜ終わらないのか？」を第3回の協議資料として配布すること。

以上

熊本県知事 蒲島郁夫様  
球磨川・川辺川流域市町村長様

2009年6月3日

日本共産党熊本県委員会

委員長 久保山啓介

日本共産党南部地区委員会

委員長 橋田芳明



## 「ダムによらない治水を検討する場」のあり方について

1、「ダムによらない治水」という原点をふまえた「検討する場」に

①昨年の9月11日の蒲島知事の発言が「ダムによらない治水を検討する場」（以後「検討する場」）の原点です。知事発言をふまえて、国土交通省と蒲島知事の協議で「検討する場」が設置されました。

蒲島知事は9月11日の発言で、「ここにおいて、私は、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきであると判断したことを表明いたします。有識者会議の鈴木雅一委員も指摘されたように、国土交通省は、ダム建設上生ずる問題に対しても、研究・開発を熱心に行ってています。その一方で、住民が提示した河床掘削による流下能力の向上や遊水地設置などの代替案については、人吉層の掘削は問題がある、貯水のために農地を利用することは社会的にも困難、と言うに止まるなど、『ダムによらない治水』の努力を極限まで行ってはいないと思っています。そのため、住民の理解も得られてこなかったのではないかと感じております。しかし、今後は、市街地など保全対象の重要性が高い地点は、他の地点より安全度を高める対策を行うこと、河道掘削についてはアユなどの生息に影響を及ぼさずにどこまで可能であるかを各地点で個別具体的に考えること、遊水地については、既存の考えにとらわれず、土地所有形態と通常時の利用についての様々な可能性を検討することなど、住民のニーズに応えうる『ダムによらない治水』のための検討を極限まで追求される姿勢で臨むよう、国土交通省に対し強く求めていきたいと思います」と述べています。

関連して、知事は、有識者会議の議論の中で、「画期的に感じた」点として、「従来から繰り返されてきた『国土交通省と住民団体のどちらの数値が正しいか』といった、基本高水の議論から脱却したことです。これまでには、人吉地点で安全な流量までカットするには、いったいどれだけの洪水調節を行えばよいのかといった『数値の正しさ』に力点を置いた議論がなされてきたように思います。しかし、有識者会議では、これらの数値については不確実性

を含んでいることを指摘」したことをあげています。

②岡本国土交通省九州地方整備局長は、「検討する場」の目的について、「ダム以外による治水対策の現実的な手法を極限まで検討し、地域の安全に責任を負う国・県・地元で認識を共有する」、「球磨川のローカルな価値観を反映した川づくりを行うため、ダム以外による治水対策の現実的な手法を極限まで検討する」と述べたと報道されています（「熊日」新聞等）。

第1回会合（1月13日開催）では、委員の一部から治水安全度について、「従来の80年に1度の目標を議論の前提にするように」との趣旨の発言があったのに対して、国土交通省は、「安全度を前提に議論するものではない。ダムなし治水を積み上げて安全度を引き上げる」と回答しています。

③こうした経緯にたって日本共産党熊本県委員会は、「検討する場」のあり方について、以下の点などを求めてきました。

- 1－川辺川ダム計画の効果論や是非に係る検討、議論は一切行わないこと。川辺川ダムを前提とする球磨川水系河川整備基本方針については議論の対象としないこと。
- 2－現行の河川改修事業の全体（事業計画、進捗状況、改修スケジュール、優先順位等）について会議で説明すること。
- 3－14号台風（2004年）、16号台風（2005年9、2006年7月洪水等による被害に基づき対策（河川改修、宅地のかさ上げ、内水排水設備の整備等）を具体化すること。
- 4－川辺川・球磨川全体での「治水」対策とその優先順位を議論し、流域住民合意のうえで、「ダムによらない治水対策」を強力に推進すること。

国交省、熊本県、流城市町村が、「検討する場」の原点・目的にそって、「ダムなし」治水実現のために尽力されることをあらためて要請するものです。

## 2、「逆戻り」があつてはなりません。

①前回（第2回）の「検討する場」に、国土交通省は、1965年（昭和40年）7月洪水を対象洪水として想定した氾濫区域などについての計算結果を示しました。これに対して、「川辺川ダムに誘導するもの」「県民を欺くもの」と厳しい批判があがっています。

日本共産党熊本県委員会は、4月28日、現実的でない想定をもとに甚大な被害が発生するとして、「やはりダムしかない」と誘導するようなあり方は、住民討論集会などで批判されてきた過去の議論を蒸し返すもので、「ダム以外の治水対策を極限まで追求する」会議の目的にそぐわるものであると厳しく指摘しました。

②来る6月8日、第3回「検討する場」が開催されます。この会合の議事内容として「80年に1度の確率の降雨」があげられています。これは前回（第2回）の「検討する場」で出された流域首長の要望に国土交通省が応えるという経過によるものですが、重大な問題を含んでいます。

「80年に一度の洪水＝川辺川ダム」こそ、国土交通省が永く固執続けてきた立場です。そのために現実に求められる球磨川・川辺川の治水対策が遅れました。河川法が改正されて12年になりますがいまだに同法にもとづく河川整備計画が策定されていません。これも川辺川ダムを含む河川整備計画に国交省がこだわってきたためです。

③こうした「川辺川ダムありき」が否定され、「ダムによらない治水を極限まで追求する」場として、「検討する場」が設定されているわけです。「検討する場」の目的は、「ダム以外による治水対策の現実的な手法を極限まで検討し、地域の安全に責任を負う国・県・地元で認識を共有する」ことであり、「ダム以外による治水対策の現実的な手法を極限まで検討する」ことです。

逆戻りは許されないし、あってはなりません。

### 3、ダムによらない治水をすすめるために

#### ①具体化、予算化を急ぐこと

球磨川・川辺川の治水対策として事業化されている地点、近年の洪水で被害にあい緊急に対策が求められている地点については、補正予算、来年度予算での具体化、予算化を早急にすすめること。

#### ②河川法に基づく河川整備計画を策定するための協議を煮詰めること

河川法に基づく河川整備計画が、法に基づくダムによらない治水計画です。河川整備計画は、20年～30年に1度の安全度を目標にすることとなっており、ダムを含まない治水計画として策定することができます。また流域住民の意見を聞くことが求められており、流域住民の意見・要求を法的に反映する仕組みでもあります。

「川辺川ダムがやっぱり必要」と誘導するような資料の説明や論議ではなく、「毎年ある水害をなくしてほしい」という切なる声に、現実にこたえる河川整備計画の策定のために、「検討の場」がその役割を果たすことを要望し、関係者の尽力を願うものです。

国土交通省九州地方整備局  
岡本博局長様



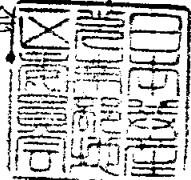
2009年6月3日

日本共産党熊本県委員会

委員長 久保山啓介

日本共産党南部地区委員会

委員長 橋田芳昭



## 「ダムによらない治水を検討する場」のあり方について

### 1、「ダムによらない治水」という原点をふまえた「検討する場」に

- ①昨年の9月11日の蒲島知事の発言が「ダムによらない治水を検討する場」（以後「検討する場」）の原点です。知事発言をふまえて、国土交通大臣と蒲島知事の協議で「検討する場」が設置されました。

蒲島知事は9月11日の発言で、「ここにおいて、私は、現行の川辺川ダム計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきであると判断したことを表明いたします。有識者会議の鈴木雅一委員も指摘されたように、国土交通省は、ダム建設上生ずる問題に対しては、研究・開発を熱心に行っていきます。その一方で、住民が提示した河床掘削による流下能力の向上や遊水地設置などの代替案については、人吉層の掘削は問題がある、貯水のために農地を利用することは社会的にも困難、と言うに止まるなど、『ダムによらない治水』の努力を極限まで行ってはいないと思っています。そのため、住民の理解も得られてこなかったのではないかと感じております。しかし、今後は、市街地など保全対象の重要性が高い地点は、他の地点より安全度を高める対策を行うこと、河道掘削についてはアユなどの生息に影響を及ぼさずにどこまで可能であるかを各地点で個別具体的に考えること、遊水地については、既存の考えにとらわれず、土地所有形態と通常時の利用についての様々な可能性を検討することなど、住民のニーズに応えうる『ダムによらない治水』のための検討を極限まで追求される姿勢で臨むよう、国土交通省に対し強く求めていきたいと思います」と述べています。

関連して、知事は、有識者会議の議論の中で、「画期的に感じた」点として、「従来から繰り返されてきた『国土交通省と住民団体のどちらの数値が正しいか』といった、基本高水の議論から脱却したことです。これまでには、人吉地点で安全な流量までカットするには、いったいどれだけの洪水調節を行えばよいのかといった『数値の正しさ』に力点を置いた議論がなされてきたよ

うに思います。しかし、有識者会議では、これらの数値については不確実性を含んでいることを指摘」したことをあげています。

②貴職は、「検討する場」の目的について、「ダム以外による治水対策の現実的な手法を極限まで検討し、地域の安全に責任を負う国・県・地元で認識を共有する」、「球磨川のローカルな価値観を反映した川づくりを行うため、ダム以外による治水対策の現実的な手法を極限まで検討する」と述べたと報道されています（「熊日」新聞等）。また第1回会合（1月13日開催）では、委員の一部から治水安全度について、「従来の80年に1度の目標を議論の前提にするように」との趣旨の発言があったのに対して、国土交通省は、「安全度を前提に議論するものではない。ダムなし治水を積み上げて安全度を引き上げる」と回答しています。

③日本共産党熊本県委員会は、「検討する場」のあり方について、以下の点などを求めてきました。

1－川辺川ダム計画の効果論や是非に係る検討、議論は一切行わないこと。川辺川ダムを前提とする球磨川水系河川整備基本方針については議論の対象としないこと。

2－現行の河川改修事業の全体（事業計画、進捗状況、改修スケジュール、優先順位等）について会議で説明すること。

3－14号台風（2004年）、16号台風（2005年9、2006年7月洪水等による被害に基づき対策（河川改修、宅地のかさ上げ、内水排水設備の整備等）を具体化すること。

4－川辺川・球磨川全体での「治水」対策とその優先順位を議論し、流域住民合意のうえで、「ダムによらない治水対策」を強力に推進すること。

国交省、熊本県、流城市町村が、「検討する場」の原点・目的にそって、「ダムなし」治水実現のために尽力されることをあらためて要請するものです。

## 2、「逆戻り」があつてはなりません。

①前回（第2回）の「検討する場」に、国土交通省は、1965年（昭和40年）7月洪水を対象洪水として想定した氾濫区域などについての計算結果を示しました。これに対して、「川辺川ダムに誘導するもの」「県民を欺くもの」と厳しい批判があがっています。

日本共産党熊本県委員会は、4月28日、現実的でない想定をもとに甚大な被害が発生するとして、「やはりダムしかない」と誘導するようなあり方は、住民討論集会などで批判されてきた過去の議論を蒸し返すもので、「ダム以外の治水対策を極限まで追求する」会議の目的にそぐわないのであると厳しく指摘しました。

②来る6月8日、第3回「検討する場」が開催されます。この会合の議事内容として「80年に1度の確率の降雨」があげられています。これは前回（第2回）の「検討する場」で出された流域首長の要望に国土交通省が応えるという経過によるものですが、重大な問題を含んでいます。

「80年に一度の洪水＝川辺川ダム」こそ、国土交通省が永く固執続けてきた立場です。そのために現実に求められる球磨川・川辺川の治水対策が遅れました。河川法が改正されて12年になりますがいまだに同法にもとづく河川整備計画が策定されていません。これも川辺川ダムを含む河川整備計画に国交省がこだわってきたためです。

③こうした「川辺川ダムありき」が否定され、「ダムによらない治水を極限まで追求する」場として、「検討する場」が設定されているわけです。「検討する場」の目的は、「ダム以外による治水対策の現実的な手法を極限まで検討し、地域の安全に責任を負う国・県・地元で認識を共有する」ことであり、「ダム以外による治水対策の現実的な手法を極限まで検討する」ことです。

逆戻りは許されないし、あってはなりません。

### 3、ダムによらない治水をすすめるために

#### ①具体化、予算化を急ぐこと

球磨川・川辺川の治水対策として事業化されている地点、近年の洪水で被害にあい緊急に対策が求められている地点については、補正予算、来年度予算での具体化、予算化を早急にすすめること。

#### ②河川法に基づく河川整備計画を策定するための協議を煮詰めること

河川法に基づく河川整備計画が、法に基づくダムによらない治水計画です。河川整備計画は、20年～30年に1度の安全度を目標にすることとなっており、ダムを含まない治水計画として策定することができます。また流域住民の意見を聞くことが求められており、流域住民の意見・要求を法的に反映する仕組みもあります。

「川辺川ダムがやっぱり必要」と誘導するような資料の説明や論議ではなく、「毎年ある水害をなくしてほしい」という切なる声に、現実にこたえる河川整備計画の策定のために、「検討の場」がその役割を果たすよう、国土交通省の尽力を願うものです。